

景観形成基準

項目		歴史景観地区	風土景観地区	一般景観地区
共通事項	指針	【形態意匠】 平泉の文化的景観と調和した落ち着きと安らぎのある景観を形成する。		
		【形態意匠】 歴史的資産との景観的調和を図り、世界遺産地区にふさわしい景観の創出を心がける。	【形態意匠】 自然と調和した美しい農村景観を保全・継承する。	【形態意匠】 平泉の玄関口として、世界遺産地区にふさわしい良好な沿道景観の形成に配慮する。
建築物	指針	【形態意匠】 在来工法による和風の木造建築を基本とする。 一戸が突出した印象を与えないよう、周辺の家並みと調和するような形態意匠・色彩とする。	【形態意匠】 伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修を奨励する。 新築する場合は、基本的に伝統的な様式又は伝統的な様式と調和するような和風の木造建築とする。	【形態意匠・高さ】 特に国道沿道において、建築物や広告物の高さや形態意匠、色彩が文化的景観の印象を阻害しないように配慮しつつ、植栽などで修景を行う。
		【高さ】 最高の高さは10mを超えないこと。	【高さ】 最高の高さは13mを超えないこと。	【高さ】 最高の高さは15mを超えないこと。
	基準	【形態意匠 - 基本構造】 建築は和風のデザインとする。 木造建築を基本とする。ただし、耐震補強等の構造上やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。 高床式（ピロティ）は避ける。		-

項目	歴史景観地区	風土景観地区	一般景観地区																				
建築物 基準	<p>【形態意匠 - 屋根】 屋根勾配は、3/10～5/10を標準とする。 屋根の材料は、和瓦・金属板を基本とする。 屋根の形状は、入母屋・切り妻・寄せ棟を基本とする。 軒（軒の出は75cm以上）・ケラバを出すことを基本とする。 総二階の場合などは、庇等を設けることを基本とする。 屋根の色彩（庇等を含む）は、以下の基準とする。 ただし、和瓦・茅葺き等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。また、金属板を使用する際は、素材色を活かすか無彩色系を採用し、ぎらぎらした不快感を与えないように配慮すれば、以下の基準の限りではない。 屋根の破風、鼻隠しの色は、低彩度低明度のものを採用することとし、白などの高明度のものは使わない。</p> <table border="1" data-bbox="304 992 1050 1126"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～5Y</td> <td>6未満</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>6未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	0.1R～5Y	6未満	6以下	上記以外	6未満	1以下	<p>【形態意匠 - 屋根】 屋根の色彩（庇等を含む）は、以下の基準とする。ただし、和瓦・茅葺き等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。また、金属板を使用する際は、素材色を活かすか無彩色系を採用し、ぎらぎらした不快感を与えないように配慮すれば、以下の基準の限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="1082 775 1437 909"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～5Y</td> <td>6未満</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>6未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	0.1R～5Y	6未満	6以下	上記以外	6未満	1以下			
	色相	明度	彩度																				
0.1R～5Y	6未満	6以下																					
上記以外	6未満	1以下																					
色相	明度	彩度																					
0.1R～5Y	6未満	6以下																					
上記以外	6未満	1以下																					
<p>【形態意匠 - 外壁】 外壁は、板張り・塗り壁（しっくい等）・塗り壁調（プラスター、モルタル、コンクリート等）を基本とする。 色彩は、以下の基準とする。ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。また、見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色等として着色される部分、また和風建築の腰として着色される部分は以下の基準の限りではない。 窓のサッシュ、雨樋、付柱の色は、壁面の色に合わせて低彩度低明度のものを採用することとし、白など高明度のものは使わない。</p> <table border="1" data-bbox="304 1711 1050 1980"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>9未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR～10Y</td> <td>9以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>9未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>6以上</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>6未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	0.1R～10R	9未満	2以下	5YR～10Y	9以上	2以下	9未満	3以下	上記以外	6以上	0.5以下	6未満	1以下	<p>【形態意匠 - 外壁】 色彩は、以下の基準とする。ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。また、見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色等として着色される部分、また和風建築の腰として着色される部分は以下の基準の限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="1082 1756 1437 1890"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1YR～10Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>0.5以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	0.1YR～10Y	3以下	上記以外	0.5以下
色相	明度	彩度																					
0.1R～10R	9未満	2以下																					
5YR～10Y	9以上	2以下																					
	9未満	3以下																					
上記以外	6以上	0.5以下																					
	6未満	1以下																					
色相	彩度																						
0.1YR～10Y	3以下																						
上記以外	0.5以下																						

項目	歴史景観地区	風土景観地区	一般景観地区	
建築物	基準	<p>【形態意匠 - 付属屋】 付属屋は下屋を活用し、和風（透明プラスチック板等は極力避ける）を基本とする。ただしやむを得ない場合は、道路から見えないように隠す。</p>	<p>【形態意匠 - 付属屋】 付属屋は下屋を活用し、和風（透明プラスチック板等）を基本とする。ただしやむを得ない場合は、道路から見えないように隠す。</p>	
		<p>本基準における「付属屋」とは、建築面積 20 m²未満かつ軒高 2.3m未満の建築物を指す。</p>		
		<p>【位置】 歴史的な地形を尊重する。 重要な眺望地点から見て突出した印象を与えないような位置を選ぶ。 隣地相互の空間を確保する。 壁面位置は、前面道路から 1 ~ 3 m程度後退し、植栽による緑化を行うことを基本とする。ただし、やむを得ない場合は、接道部分を重点的に緑化する。</p>		
		<p>【敷地の緑化】 植栽は、接道部を中心に敷地内空地面積の 20%以上を基本とする。</p>	<p>【敷地の緑化】 植栽は、接道部を中心に敷地内空地面積の 10%以上を基本とする。</p>	
		<p>本基準における敷地内空地面積は、敷地面積から法定建ぺい面積を引いた面積を指す。</p>		
		<p>【形態意匠 - 建築設備等】 建築設備等は、周辺の道路等公共用地から見えないように隠す。</p>	<p>【形態意匠 - 建築設備等】 建築設備等は、前面道路から見えないように隠す。また、周辺の道路等公共用地から見て目立たないように修景することを基本とする。</p>	